算式

Ｂ／（Ａ×1.74）

算式の符号

Ａ　測定単位の数値

Ｂ　合併関係市町村ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

31.6×ａ×ｂ×ｃ

ｂが3.970を超えるときは3.970とする。

ｃが1.797を超えるときは1.797とする。

［略］

（投資態容補正係数の算定方法等）

**第十二条**　投資態容補正は、次項で定める指標による補正（以下「投資補正」及び「投資補正Ⅱ」という。）又は公共事業費の地方負担額等を指標とする補正（以下「事業費補正」という。）に分別し、次の表の地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の投資態容補正の種類の欄に掲げる補正を行うものとする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 投資態容補正の種類 |
|---|---|---|---|
| 都道府県 | ［一～四　略］ | ［略］ | ［略］ |
| | 五　社会福祉費 | 人口 | 事業費補正 |
| | 六～九　［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 市町村 | ［一～十六　略］ | ［略］ | ［略］ |

2　投資補正及び投資補正Ⅱに用いる指標は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算定方法等の欄に定める数値又は同欄に定める方法によつて算定した数値（特別の定めがある場合を除くほか、小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 指標 | 算定方法等 |
|---|---|---|---|---|
| 都道府県 | 一　道路橋りよう費 | 道路の延長 | 国府県道未整備延長比率 | 1　平成二十九年四月一日現在において国土交通省が作成した道路統計年報（以下 |

算式

Ｂ／（Ａ×1.83）

算式の符号

Ａ　測定単位の数値

Ｂ　合併関係市町村ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

30.8×ａ×ｂ×ｃ

ｂが4.010を超えるときは4.010とする。

ｃが1.797を超えるときは1.797とする。

［同左］

（投資態容補正係数の算定方法等）

**第十二条**　投資態容補正は、次項で定める指標による補正（以下「投資補正」及び「投資補正Ⅱ」という。）又は公共事業費の地方負担額等を指標とする補正（以下「事業費補正」という。）に分別し、次の表の地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の投資態容補正の種類の欄に掲げる補正を行うものとする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 投資態容補正の種類 |
|---|---|---|---|
| 都道府県 | ［一～四　同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| | ［新設］ | ［同上］ | ［同上］ |
| | 五～八　［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 市町村 | ［一～十六　同上］ | ［同上］ | ［同上］ |

2　投資補正及び投資補正Ⅱに用いる指標は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算定方法等の欄に定める数値又は同欄に定める方法によつて算定した数値（特別の定めがある場合を除くほか、小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 指標 | 算定方法等 |
|---|---|---|---|---|
| 都道府県 | 一　道路橋りよう費 | 道路の延長 | 国府県道未整備延長比率 | 1　平成二十八年四月一日現在において国土交通省が作成した道路統計年報（以下 |